

山梨県公報

第四百三十六号

令和五年

十二月二十一日

木曜日

目次

| | |
|----|-----|
| 告示 | 七二三 |
| 公告 | 七二五 |

| | |
|--------------------|-----|
| ○家畜等の移動を禁止する区域の指定 | 七二三 |
| ○一般競争入札について | 七二五 |
| ○落札者の決定について | 七二五 |
| ○公共測量の終了 | 七二五 |
| ○開発行為に関する工事の完了について | 七二五 |
| 選挙管理委員会 | 七二五 |

| | |
|---|-----|
| ○条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数 | 七二五 |
| ○県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数 | 七二五 |
| ○県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数 | 七二六 |

告示

山梨県告示第二百九十二号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則(昭和三十一年山梨県規則第五十二号)第四条第一項の規定による腐蛆病のまん延を防止するため蜜蜂等の移動を禁止する区域の指定(令和五年山梨県告示第二百二十四号)は、解除する。

令和五年十二月二十一日

山梨県知事 長崎 幸太郎

公告

一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成さ

れた政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和五年十二月二十一日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一般競争入札に付する事項

- 調達をする物品等の名称及び数量 山梨県本庁舎で使用する電気 一式
- 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書で定める内容であること。
- 供給期間 令和六年三月一日から令和七年二月二十八日まで
- 供給場所 知事が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県総務部資産活用課

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

- 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四第一項各号のいづれかに該当する者
- 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第六十七條の四第一項第三号に該当する者を除く。)

(四) 営業に關し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において引き続き二年以上営業を営んでいない者

- 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二十五号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

3 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の登録業種(燃料・電力)のうち、「電

力」に係る登録を受けている者であること。

4 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 令和五年十二月二十一日（木）から同月二十六日（火）まで（山梨県の休日を含める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参し、又は郵送すること。

郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県出納局管理課（電話〇五五―二二三―一三九五）

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所

郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県総務部資産活用課（電話〇五五―二二三―一三九四）

2 入札説明書等の交付方法 この公告の日から令和五年十二月二十八日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、五―に掲げる場所において直接交付する。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和六年二月七日（水）午前十時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県防災新館 四〇三会議室

5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部資産活用課宛に令和六年二月六日（火）午後四時までに到着するよう送付すること。

6 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は、無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

(三) 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）

第八八条の二の規定の適用のある場合を除き入札保証金が納付されていないとき。

(四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

8 落札者の決定方法 規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第八八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 前払金の有無 無

6 契約書作成の要否 要

7 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の三に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することができる。

8 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。また、この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県総務部資産活用課（電話〇五五―二二三―一三九四）

※ Summary

1 Nature and quantity of the services to be procured: Supply of electricity for the

Yamanashi Prefectural Government Building owned by Yamanashi Prefectural Government

- Date and time for bid submission: 10:00AM February 7, 2024
- Bureau in charge: Asset Utilization Division, General Affairs Department, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1394

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和五年十二月二十一日

山梨県産業技術センター

所 長 丹 沢 竜

一 落札に係る物品の名称及び数量

(一) 名称 液体クロマトグラフ質量分析計

(二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県産業技術センター

(二) 所在地 山梨県甲府市大津町二千九十四番

三 落札者を決定した日 令和五年十二月五日

四 落札者

(一) 名称 株式会社ラボ・テック

(二) 住所 山梨県中巨摩郡昭和町飯喰千五百五十四番地二

五 落札金額 三千二百四十一万七千円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和五年十月二十六日

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により富士・東部建設事務所から次のとおり公共測量の実施を終わった旨

の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十二月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 測量の種類 公共測量（撮影（デジタル）、砂防基盤図作成）

二 測量の地域 南都留郡道志村長又地内外

三 測量の期間 令和五年三月八日から令和五年十一月二十九日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年十二月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南巨摩郡富士川町天神中条字廿騎千百三十四番一の一部、千百三十四番三の一部、千百三十四番五の一部、千百三十四番六の一部、千百四十番一の一部、千百四十番二の一部、千百四十番三の一部、千百四十番四の一部及び千百四十番五の一部並びに南巨摩郡富士川町青柳町字古宿三百十八番一の一部、三百二十一番一の一部、三百二十二番一の一部、三百二十六番三の一部、三百二十六番四の一部及び三百二十七番三の一部の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南巨摩郡富士川町天神中条千百三十四番地 富士川町長 望月 利樹

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第五十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和五年十二月二十一日

山梨県選挙管理委員会

委員 長 小宮 山 博

一三、五八一

山梨県選挙管理委員会告示第五十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和五年十二月二十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮 山 博

一七九、八四〇

山梨県選挙管理委員会告示第五十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和五年十二月二十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮 山 博

| 選挙区名 | 三分の一の数 |
|-----------|--------|
| 西八代郡・南巨摩郡 | 一三、七三〇 |
| 中巨摩郡 | 五、五二九 |
| 南都留郡 | 一一、九二六 |
| 甲府市 | 五一、二四一 |
| 富士吉田市 | 一三、二九八 |
| 都留市・西桂町 | 九、三八〇 |
| 山梨市 | 九、四七七 |
| 大月市 | 六、五一九 |
| 韮崎市 | 七、九九一 |

| | |
|-----------|--------|
| 南アルプス市 | 一九、七六六 |
| 北杜市 | 一三、二四七 |
| 甲斐市 | 二〇、九五七 |
| 笛吹市 | 一八、八五九 |
| 上野原市・北都留郡 | 六、七二七 |
| 甲州市 | 一八、五七七 |
| 中央市 | 八、一二九 |